

サイクリング情報発信・誘客促進事業委託仕様書

1 事業目的

愛媛県のサイクリングに適した環境を情報発信し、サイクリングを核にした誘客を促進するため、四国3県を含む近隣県（中国・九州地方）、関西圏及び首都圏在住のサイクリストに対してプロモーション活動を実施する。

なお、本事業においては、これまで実施してきた「温泉、食（柑橘類）、サイクリングを組み合わせた情報発信」を中心に、本県の自転車に関する各事業を組み合わせたプロモーションを実施するものとする。

2 事業期間

契約の日から平成31年3月末まで

3 事業費

金19,651,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 主な対象者

県外（近隣県、関西圏及び首都圏）のサイクリストで宿泊を伴うサイクリングに関心が有る者

5 委託業務

（1）業務詳細

下記①～④等の内容による自転車新文化の情報発信及び普及に必要な一切の業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたり、ホームページの開設、運営を行う場合は、別紙「サイクリング情報発信・誘客促進事業委託に係るホームページ等システム管理基準」記載事項を遵守すること。

①マスメディア及び自転車関係メディア等を活用した情報発信

主に国内自転車関連メディア（雑誌等）を対象に県内のサイクリング環境や魅力を紹介し、掲載を働きかける。また、掲載を働きかけたメディアの県内取材活動を支援する。

ア 雑誌掲載、TV露出、WEBプロモーションを活用した情報発信

イ 取材活動支援の内容（想定）

（ア）現地アテンド

（イ）移動手段（自動車等）の手配

（ウ）取材協力費

②自転車展覧会への出展及びPR活動

日本最大の自転車展覧会であるサイクルモードなど、首都圏、関西圏や近隣県で行われる自転車展覧会に愛媛県のブースを出展し、サイクリングパラダイス愛媛のPRを実施する。

ア 出展回数

3回を想定。なお、自転車関連業界向け商談会等への出展も可とする。

イ ブース出展に必要な手続き

（ア）ブース借り上げ及び装飾

- (イ) P Rビデオ放映のための機材準備
- (ウ) 来場者に対する配布物の制作
- (エ) ブース準備及び当日 P R活動のための人員派遣(2人程度。県職員1名も P R活動に参加)

③自転車販売店等を対象としたプロモーション活動

ア サイクリストの主な情報収集先である自転車雑誌、自転車情報サイト運営者やテレビ局等のメディアや自転車販売店等を対象に、本県のサイクリング環境や魅力を紹介するためのプロモーション活動を実施する。

イ 想定内容

- (ア) P R素材(動画、写真等)の制作
- (イ) 愛媛県のサイクリング環境紹介ポスター、リーフレット等の作成および配布
- (ウ) 県外自転車販売店へのサイクリングツアー企画(本県までの交通手段、ツアー行程、サイクリングコースの紹介等)の提案及びモデルツアーの実施

④キャンペーンイベントの実施

次の内容に基づくキャンペーンイベントを実施すること。

ア 実施期間

3か月間以上の期間を設定すること。

イ 参加方法

期間途中からの参加も可能であり、事前申し込みが不要であること。

ウ 参加者数の目標

延べ400名以上の参加者を目標とする。

(2) 想定費用(※)

- ①マスメディア及び自転車関係メディアの取材誘致：5,940,000円
- ②自転車展覧会への出展及びP R活動：4,984,000円
- ③自転車販売店等を対象としたP R活動：3,651,000円
- ④キャンペーンイベントの実施：5,076,000円

※①～④の間における金額の調整は可能。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、サイクリング情報発信・誘客促進事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県企画振興部総合政策課自転車新文化推進室)

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、愛媛県自転車新文化推進

協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、愛媛県自転車新文化推進協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県自転車新文化推進協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県自転車新文化推進協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (3) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、愛媛県と十分協議の上、作業を進めることとする。
- (4) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県自転車新文化推進協会と協議のうえ処理するものとする。